



鳥取県公報

平成15年3月18日(火)
号外第20号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県文化財保護審議会条例の一部を改正する条例(35)(教育委員会事務局文化課).....	2
	鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例(36)(審査課).....	3
	鳥取県営企業の設置等に関する条例及び鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例(37)(企業局総務課).....	10
	鳥取県議会情報公開条例の一部を改正する条例(38)(議会議務局総務課).....	11

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県文化財保護審議会条例の一部を改正する条例

- 1 審議会の委員の定数を、20人以内(現行 17人以内)に改めることとした。(第3条関係)
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

- 1 鳥取県手数料徴収条例の一部改正
 - (1) 次に掲げる事務については、それぞれに定める額の手数料を徴収することとした。(第2条関係)
 - ア 保育士の登録 1件につき4,200円
 - イ 保育士登録証の書換え交付 1件につき1,600円
 - ウ 保育士登録証の再交付 1件につき1,100円
 - エ 牛に使用する飼料の分析 1件につき700円
 - オ 遊漁船業の登録 1件につき16,000円
 - カ 遊漁船業の登録の更新 1件につき12,000円
 - (2) 市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更してその区域が拡張された
既に宅地であった土地である旨の確認に係る手数料を廃止することとした。(第2条関係)
- 2 鳥取県産業技術センター条例の一部改正

鳥取県産業技術センターの起業化支援室に係る施設使用料の額をそれぞれ次のとおり改めることとした。
(別表第1関係)

区 分	1月当たりの施設使用料	
	改 正 後	現 行
第1起業化支援室	39,900円	75,000円
第2起業化支援室		
第3起業化支援室	38,570円	72,500円
第4起業化支援室	75,810円	142,500円

3 鳥取県都市公園条例の一部改正

- (1) 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のアーチェリー場を廃止することとした。(別表第1、別表第4関係)
- (2) 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の屋根のある多目的広場の放送室の施設使用料を廃止することとした。(別表第4関係)

4 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正

- (1) 学校教育法施行規則の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立高等学校の全日制及び定時制の課程において聴講を許可された者から聴講料を徴収することとした。(第1条、第2条関係)
- (2) 聴講料の額を聴講を許可された教科科目の1単位に相当する授業時間につき年額3,600円とするともに、その納付方法を定めることとした。(第3条、第4条関係)
- (3) 年度の中途において聴講を許可された者等に係る聴講料の取扱いを定めることとした。(第5条関係)
- (4) 既納の聴講料は、還付しないこととした。(第8条関係)

5 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

鳥取県営米子屋内プールのトレーニングホールの専用利用に係る施設使用料について、午前9時から午後6時まで及び午後6時から午後8時までの区分を廃止することとした。(別表第2関係)

6 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

7 施行期日等

- (1) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)アからウまで及び7の(2)の一部は平成15年11月29日から、1の(2)及び6は公布の日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県営企業の設置等に関する条例及び鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 次の条例について、地方自治法等の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

- (1) 鳥取県営企業の設置等に関する条例(第11条関係)
- (2) 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(第8条、別表第1関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

鳥取県議会情報公開条例の一部を改正する条例

- 1 日本郵政公社法施行法の施行に伴う所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

条 例

鳥取県文化財保護審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第35号

鳥取県文化財保護審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県文化財保護審議会条例（昭和50年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（組織） 第3条 審議会は、委員 <u>20人</u> 以内で組織する。	（組織） 第3条 審議会は、委員 <u>17人</u> 以内で組織する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後最初に増員により任命される鳥取県文化財保護審議会の委員の任期は、改正後の鳥取県文化財保護審議会条例第4条第2項の規定にかかわらず、平成16年1月31日までとする。

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第36号

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

（鳥取県手数料徴収条例の一部改正）

第1条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下この条において「削除号細目」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号細目を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
（手数料の徴収） 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 （1）～（14）略 （15） <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の実施</u> 1件につき8,900円	（手数料の徴収） 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 （1）～（14）略 （15） <u>児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第10項の規定に基づく保育士試験の実施</u> 1件につき8,900円

(15の2) 児童福祉法第18条の18第3項の規定に基づく保育士の登録 1件につき4,200円

(15の3) 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第17条第1項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付 1件につき1,600円

(15の4) 児童福祉法施行令第18条第1項の規定に基づく保育士登録証の再交付 1件につき1,100円

(16)~(201) 略

(202) 肥料取締法(昭和25年法律第127号)第4条第1項の規定に基づく同項第5号に掲げる普通肥料の登録 1件につき35,000円

(203) 肥料取締法第4条第2項の規定に基づく同条第1項第4号に掲げる普通肥料の登録 1件につき18,000円

(204) 肥料取締法第12条第2項の規定に基づく普通肥料の登録の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 肥料取締法第4条第1項第4号に掲げる普通肥料 1件につき3,600円

イ 肥料取締法第4条第1項第5号に掲げる普通肥料 1件につき7,100円

(205) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令(昭和26年政令第291号)第30条第1項の規定により処理することとされている農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第16条第2項(同法第17条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく登録格付機関の登録又は登録の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア及びイ 略

(206)~(217) 略

(218) 家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号)第5条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付 1件につき760円

(219) 家畜改良増殖法施行令第6条第1項の規定に基づく種畜証明書の再交付 1件につき760円

(220) 家畜改良増殖法施行令第9条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付 1件につき1,700円

(221) 家畜改良増殖法施行令第10条第1項の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付 1件につき1,700円

(222)~(232) 略

(232の2) 牛に使用する飼料の分析 1件につき700円

(233)~(241) 略

(242) 林業種苗法第20条第2項の規定に基づく種穂が育種母樹、育種母樹林、普通母樹若しくは普通母樹林から採取されたものであること又は苗木が育種

(16)~(201) 略

(202) 肥料取締法(昭和25年法律第127号)第4条第1項の規定に基づく同項第4号に掲げる普通肥料の登録 1件につき35,000円

(203) 肥料取締法第4条第2項の規定に基づく同条第1項第3号に掲げる普通肥料の登録 1件につき18,000円

(204) 肥料取締法第12条第2項の規定に基づく普通肥料の登録の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる普通肥料 1件につき3,600円

イ 肥料取締法第4条第1項第4号に掲げる普通肥料 1件につき7,100円

(205) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令(昭和26年政令第291号)第5条第1項の規定により処理することとされている農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第16条第2項(同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく登録格付機関の登録又は登録の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア及びイ 略

(206)~(217) 略

(218) 家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号)第4条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付 1件につき760円

(219) 家畜改良増殖法施行令第5条第1項の規定に基づく種畜証明書の再交付 1件につき760円

(220) 家畜改良増殖法施行令第8条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付 1件につき1,700円

(221) 家畜改良増殖法施行令第9条第1項の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付 1件につき1,700円

(222)~(232) 略

(233)~(241) 略

(242) 林業種苗法第20条第1項の規定に基づく指定採取源から採取された種苗である旨の証明 1件につき36,000円に、次に掲げる区分に応じそれぞれに

母樹、育種母樹林、普通母樹若しくは普通母樹林から採取された種穂から育成されたものであることの証明 1件につき36,000円に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定めるところにより計算した額を加算した額

ア及びイ 略

(243)~(250) 略

(251) 漁船法(昭和25年法律第178号)第10条第1項の規定に基づく漁船の登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア~エ 略

(252) 漁船法第12条第3項の規定に基づく漁船の登録票の再交付 1隻につき2,400円

(253) 漁船法第13条の規定に基づく漁船及び登録票の検認 1隻につき3,600円

(254) 漁船法第17条第1項の規定に基づく漁船の変更の登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア~エ 略

(255) 漁船法第21条の規定に基づく漁船の登録の謄本の交付 用紙1枚につき440円

(256)~(265) 略

(265の2) 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号。以下「遊漁船業法」という。)第3条第1項の規定に基づく遊漁船業の登録 1件につき16,000円

(265の3) 遊漁船業法第3条第2項の規定に基づく遊漁船業の登録の更新 1件につき12,000円

(266)~(282) 略

(283) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

略

(284) 都市計画法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更の許可 1件につき次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を合算した額(その額が870,000円を超えるときは、870,000円)

略	
2 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更	新たに編入される開発区域の面積に応じ、前号に定める額
略	

定めるところにより計算した額を加算した額

ア及びイ 略

(243)~(250) 略

(251) 漁船法(昭和25年法律第178号)第9条第1項の規定に基づく漁船の登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア~エ 略

(252) 漁船法第11条第3項の規定に基づく漁船の登録票の再交付 1隻につき2,400円

(253) 漁船法第11条の2の規定に基づく漁船及び登録票の検認 1隻につき3,600円

(254) 漁船法第14条第1項の規定に基づく漁船の変更の登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア~エ 略

(255) 漁船法第18条の規定に基づく漁船の登録の謄本の交付 用紙1枚につき440円

(256)~(265) 略

(266)~(282) 略

(283) 都市計画法第29条又は附則第4項の規定に基づく開発行為の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

略

(284) 都市計画法第35条の2第1項(同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく開発行為の変更の許可 1件につき次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を合算した額(その額が870,000円を超えるときは、870,000円)

略	
2 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更(同法附則第5項において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更	新たに編入される開発区域の面積に応じ、前号に定める額
略	

<p>(285) 都市計画法第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築の許可 1件につき46,000円</p> <p>(286) 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築物の建築等の許可 1件につき26,000円</p> <p>(287) 略</p> <p>(288) 削除</p> <p>(289) 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア~ウ 略</p> <p>(290) 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付 用紙1枚につき470円</p> <p>(291)~(323) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(285) 都市計画法第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項(同法附則第5項において準用する場合を含む。))及び同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築の許可 1件につき46,000円</p> <p>(286) 都市計画法第42条第1項ただし書(同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築等の許可 1件につき26,000円</p> <p>(287) 略</p> <p>(288) 都市計画法第43条第1項第6号ロの規定に基づく宅地の確認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 面積が1ヘクタール未満の宅地 1件につき7,400円</p> <p>イ 面積が1ヘクタール以上の宅地 1件につき12,000円</p> <p>(289) 都市計画法第45条(同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア~ウ 略</p> <p>(290) 都市計画法第47条第5項(同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく開発登録簿の写しの交付 用紙1枚につき470円</p> <p>(291)~(323) 略</p> <p>2 略</p>
---	--

(鳥取県産業技術センター条例の一部改正)

第2条 鳥取県産業技術センター条例(平成11年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																		
<p>別表第1(第2条、第5条関係)</p> <p>1 施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1起業化支援室</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1月につき</td> <td style="text-align: right;">39,900円</td> </tr> <tr> <td>第2起業化支援室</td> <td style="text-align: right;">38,570円</td> </tr> <tr> <td>第3起業化支援室</td> <td style="text-align: center;">1月につき</td> <td style="text-align: right;">75,810円</td> </tr> <tr> <td>第4起業化支援室</td> <td style="text-align: center;">1月につき</td> <td style="text-align: right;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>2 略</p>	区 分	単 位	金 額	第1起業化支援室	1月につき	39,900円	第2起業化支援室	38,570円	第3起業化支援室	1月につき	75,810円	第4起業化支援室	1月につき	略	略			<p>別表第1(第2条、第5条関係)</p> <p>1 施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1起業化支援室</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1月につき</td> <td style="text-align: right;">75,000円</td> </tr> <tr> <td>第2起業化支援室</td> <td style="text-align: right;">72,500円</td> </tr> <tr> <td>第3起業化支援室</td> <td style="text-align: center;">1月につき</td> <td style="text-align: right;">142,500円</td> </tr> <tr> <td>第4起業化支援室</td> <td style="text-align: center;">1月につき</td> <td style="text-align: right;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>2 略</p>	区 分	単 位	金 額	第1起業化支援室	1月につき	75,000円	第2起業化支援室	72,500円	第3起業化支援室	1月につき	142,500円	第4起業化支援室	1月につき	略	略		
区 分	単 位	金 額																																	
第1起業化支援室	1月につき	39,900円																																	
第2起業化支援室		38,570円																																	
第3起業化支援室	1月につき	75,810円																																	
第4起業化支援室	1月につき	略																																	
略																																			
区 分	単 位	金 額																																	
第1起業化支援室	1月につき	75,000円																																	
第2起業化支援室		72,500円																																	
第3起業化支援室	1月につき	142,500円																																	
第4起業化支援室	1月につき	略																																	
略																																			

(鳥取県都市公園条例の一部改正)

第3条 鳥取県都市公園条例(昭和54年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第1(第3条の2関係)		別表第1(第3条の2関係)	
名 称	公 園 施 設	名 称	公 園 施 設
略		略	
鳥取県立東郷湖羽合臨海公園	あやめ池スポーツセンター 東郷湖カヌーセンター テニスコート 屋根のある多目的広場 燕趙園	鳥取県立東郷湖羽合臨海公園	あやめ池スポーツセンター 東郷湖カヌーセンター テニスコート <u>アーチェリー場</u> 屋根のある多目的広場 燕趙園

別表第4(第8条関係)

1 施設使用料

(1) 略

(2) 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

区 分	単 位	金 額
略		
屋根のある多目的広場	全面1時間につき	2,300円
	2分の1面1時間につき	1,100円
	3分の1面1時間につき	700円
営利を目的とする場合	全面1時間につき	17,700円

備考

1 略

2 鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場のグラウンド、野球場のグラウンド、第1補助競技場若しくはテニスコートのテニスコート若しくは鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のテニスコート若しくは屋根のある多目的広場を利用する場合において夜間照明をしたとき、又は鳥取県立布勢総合運動公園の鳥取県民体育館のメインアリーナ若しくはサブアリーナ若しくは鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンターの体育室を専用利用の方法で利用する場合において知事が必要と認める照度以上の照明をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

別表第4(第8条関係)

1 施設使用料

(1) 略

(2) 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

区 分	単 位	金 額	
略			
アーチェリー場	1射場1時間につき	400円	
屋根のある多目的広場	営利を目的としない場合	全面1時間につき	2,300円
		2分の1面1時間につき	1,100円
		3分の1面1時間につき	700円
	営利を目的とする場合	全面1時間につき	17,700円
放送室	1時間につき	360円	

備考

1 略

2 鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場のグラウンド、野球場のグラウンド、第1補助競技場若しくはテニスコートのテニスコート若しくは鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のテニスコート、アーチェリー場若しくは屋根のある多目的広場のグラウンドを利用する場合において夜間照明をしたとき、又は鳥取県立布勢総合運動公園の鳥取県民体育館のメインアリーナ若しくはサブアリーナ若しくは鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンターの体育室を専用利用の方法で利用する場合において知事が必要と認める照度以上の照明をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

3 略 2 略	3 略 2 略
------------	------------

(鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正)

第4条 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例(昭和63年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、県立高等学校における授業料、入 学料及び入学選抜手数料並びに聴講料の徴収に関し必 要な事項を定めるものとする。</p> <p>(授業料等の徴収)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第 64条の3第1項の規定により学年による教育課程の区 分を設けない県立高等学校の全日制又は定時制の課程 において聴講を許可された者からは、聴講料を徴収す る。</u></p> <p>(授業料等の額)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 聴講料の額は、聴講を許可された教科科目の1単位 に相当する授業時間につき年額3,600円とする。</u></p> <p>(授業料等の納付方法)</p> <p>第4条 授業料(通信制の課程に係るものを除く。)は、 前条第1項に定める額の12分の1に相当する額を、そ れぞれ毎月22日(入学年度の4月分にあつては、5月 22日)までに納付しなければならない。ただし、月の 中途に入学又は復学をした場合の当該月分の授業料は、 翌月の22日までに納付しなければならない。</p> <p>2 通信制の課程に係る受講料は、前条第1項に定める 額を、5月末日までに納付しなければならない。ただ し、5月1日以後に入学若しくは復学をし、又は履修 教科科目を追加した場合の受講料は、その事実の生じ た日の属する月の翌月の末日までに納付しなければ ならない。</p> <p>3 略</p> <p><u>4 聴講料は、前条第2項に定める額を、5月末日まで に納付しなければならない。ただし、5月1日以後に</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、県立高等学校における授業料、入 学料及び入学選抜手数料の徴収に関し必要な事項を定 めるものとする。</p> <p>(授業料等の徴収)</p> <p>第2条 略</p> <p>(授業料等の額)</p> <p>第3条 略</p> <p>(授業料の納付方法)</p> <p>第4条 授業料(通信制の課程に係るものを除く。)は、 前条に定める額の12分の1に相当する額を、それぞれ 毎月22日(入学年度の4月分にあつては、5月22日) までに納付しなければならない。ただし、月の中途に 入学又は復学をした場合の当該月分の授業料は、翌月 の22日までに納付しなければならない。</p> <p>2 通信制の課程に係る受講料は、前条に定める額を、 5月末日までに納付しなければならない。ただし、5 月1日以後に入学若しくは復学をし、又は履修教科科 目を追加した場合の受講料は、その事実の生じた日の 属する月の翌月の末日までに納付しなければならない。</p> <p>3 略</p>

聴講を許可された場合の聴講料は、その事実の生じた日の属する月の翌月の末日までに納付しなければならない。

(中途入学者等の授業料等)

第5条 略

2 略

3 年度の中途において聴講を許可された者又は聴講の許可を取り消された者は、当該年度分の聴講料を納付しなければならない。

(併修の場合の授業料)

第6条 通信制の課程の生徒が定時制の課程の教科科目を併修する場合の当該定時制の課程に係る授業料の年額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める通信制の課程の1単位当たりの受講料の額にその者の定時制の課程における履修教科科目の単位数を乗じて得た額とする。この場合において、当該授業料の年額に係る納付期限は、第4条第1項の規定にかかわらず、5月末日とする。

2 定時制の課程の生徒が通信制の課程の教科科目を併修する場合の当該通信制の課程に係る1単位当たりの受講料の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める通信制の課程の1単位当たりの受講料の額に2分の1を乗じて得た額とする。

(既納の授業料等)

第8条 既に納付した授業料、入学料及び入学選抜手数料並びに聴講料は、還付しない。ただし、第4条第3項の規定により前納した授業料については、この限りでない。

(中途入学者等の授業料)

第5条 略

2 略

(併修の場合の授業料)

第6条 通信制の課程の生徒が定時制の課程の教科科目を併修する場合の当該定時制の課程に係る授業料の年額は、第3条の規定にかかわらず、同条に定める通信制の課程の1単位当たりの受講料の額にその者の定時制の課程における履修教科科目の単位数を乗じて得た額とする。この場合において、当該授業料の年額に係る納付期限は、第4条第1項の規定にかかわらず、5月末日とする。

2 定時制の課程の生徒が通信制の課程の教科科目を併修する場合の当該通信制の課程に係る1単位当たりの受講料の額は、第3条の規定にかかわらず、同条に定める通信制の課程の1単位当たりの受講料の額に2分の1を乗じて得た額とする。

(既納の授業料等)

第8条 既に納付した授業料、入学料及び入学選抜手数料は、還付しない。ただし、第4条第3項の規定により前納した授業料については、この限りでない。

(鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第2(第4条関係)				別表第2(第4条関係)			
1 施設使用料				1 施設使用料			
区 分		金 額		区 分		金 額	
略				略			
鳥取県営 米子屋内 プールの トレーニ ングホ ール	一般利用	学生又は 一般人	1人1回につき 70円	鳥取県営 米子屋内 プールの トレーニ ングホ ール	一般利用	学生又は 一般人	1人1回につき 70円
	専用利用		全面1時間につき 270円		午前9時 から午後 6時まで	全面1時間につき 2分の1面1時間につき	270円 130円
			2分の1面1時間につき 130円		午後6時 から午後 8時まで	全面1時間につき 2分の1面1時間につき	810円 400円

備考 略 2 略	備考 略 2 略
-------------	-------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第15号の改正及び同項に第15号の2から第15号の4までを加える改正並びに附則第4項の規定 平成15年11月29日

(2) 第1条中鳥取県手数料徴収条例第2条第1項の改正(同項第15号の改正並びに同項に第15号の2から第15号の4まで、第232号の2、第265号の2及び第265号の3を加える改正を除く。) 公布の日

(保育士登録の準備手続に係る手数料の徴収)

2 平成15年11月29日前に児童福祉法の一部を改正する法律(平成13年法律第135号)附則第2条の規定により同法による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第3項の規定に基づく保育士の登録(以下「登録」という。)に関する準備として行う登録に係る審査については、1件につき4,200円の手数料を徴収する。

3 第1条の規定による改正後の鳥取県手数料徴収条例第3条から第7条までの規定は、前項の手数料について準用する。

4 附則第2項の規定により徴収された手数料に係る審査を受けた後の登録については、第1条の規定による改正後の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項の規定にかかわらず、同項第15号の2の手数料は、徴収しない。

鳥取県営企業の設置等に関する条例及び鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第37号

鳥取県営企業の設置等に関する条例及び鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和41年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第11条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により県営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第11条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第4項の規定により県営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前								
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 非紹介患者初診加算料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成6年厚生省告示第236号（健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養）第3号に規定する初診</td> <td style="text-align: right;">初診料算定1回につき 400円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	平成6年厚生省告示第236号（健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養）第3号に規定する初診	初診料算定1回につき 400円	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第4項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 非紹介患者初診加算料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成6年厚生省告示第236号（健康保険法第43条第2項の規定に基づき厚生大臣の定める療養）第3号に規定する初診</td> <td style="text-align: right;">初診料算定1回につき 400円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	平成6年厚生省告示第236号（健康保険法第43条第2項の規定に基づき厚生大臣の定める療養）第3号に規定する初診	初診料算定1回につき 400円
区 分	金 額								
平成6年厚生省告示第236号（健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養）第3号に規定する初診	初診料算定1回につき 400円								
区 分	金 額								
平成6年厚生省告示第236号（健康保険法第43条第2項の規定に基づき厚生大臣の定める療養）第3号に規定する初診	初診料算定1回につき 400円								

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県議会情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第38号

鳥取県議会情報公開条例の一部を改正する条例

鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（公文書の開示義務）</p> <p>第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業</p>	<p>（公文書の開示義務）</p> <p>第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業</p>

に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ 略

ウ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに出資法人(県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費の総額の2分の1以上を支出している法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名(当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれのある情報であって、議長が定めるものを除く。)並びに当該職務遂行の内容

エ 略

(3)-(8) 略

に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ 略

ウ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに出資法人(県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費の総額の2分の1以上を支出している法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名(当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれのある情報であって、議長が定めるものを除く。)並びに当該職務遂行の内容

エ 略

(3)-(8) 略

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。